

建築基準法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

1. 背景

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）においては、建築物を建築しようとするときは、建築主はその工事に着手する前に当該建築の計画が建築基準法令等に適合していることについて確認を受けなければならないとしている（法第 6 条及び法第 6 条の 2）ところ、あらかじめ建築物又はその部分について技術的基準に適合することにつき型式適合認定（法第 68 条の 10）を取得することで、当該型式適合認定を受けた型式を使用する建築物については、認定型式に適合する部分について確認に係る審査を省略することができることとしている（法第 6 条の 4 第 1 項第 2 号）。

現在、ハウスメーカーが供給する住宅の約 9 割において型式適合認定が活用されているところ、近年、災害やパンデミック等の理由により建築資材の調達が困難となる事象が発生しており、型式適合認定を取得した建築資材が使用できなくなることで審査の省略を受けることができず、住宅の迅速かつ安定的な供給が困難となる懸念が生じていることを踏まえ、型式適合認定を取得することのできる型式の類型について見直しを行う必要がある。

また、居室内の明るさや防湿等の衛生的な環境を確保するため、老人福祉施設などの用途に供する施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 19 条第 1 項）の一定の居室については、採光のための一定面積の窓その他の開口部（以下「窓等」という。）を設けなければならないこととしており（法第 28 条第 1 項）、利用者の滞在時間が短いことから、自宅等で十分に自然光を浴びることが可能な施設の居室についても窓等を設ける必要があるところ、窓等の設置を求める居室の範囲について合理化を図る必要がある。

さらに、令第 136 条の 2 第 1 号ロ又は第 2 号ロに適合する建築物等について、防火上及び避難上の観点から、一定の措置※を求めているところ、このうち一定の用途、構造方法を用いるものについては当該措置の対象外としても安全上問題がないとする技術的知見が得られたため、当該措置の対象範囲を合理化する必要がある。

※地上部分の層間変形角（地震力が加えられた際に、各階に生じる「水平方向の変位」を「当該階の高さ」で割った値）を 1/150 以下にすること（令第 109 条の 2 の 2）としているほか、一定の面積や堅穴部分ごとに耐火性能の高い壁等で区画すること（令第 112 条第 1 項、第 4 項、第 5 項及び第 11 項）としている。

この他、良好な市街地の形成の観点から、用途地域の区分ごとに当該用途地域内に建築することのできる建築物の用途を制限している（法第 48 条）ところ、特定の用途地域※において建築することができない建築物として、一定数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物が規定されている（法別表第 2、令第 130 条の 9 第 1 項）。圧縮ガス等の貯蔵又は処理に供する施設において貯蔵又は処理される圧縮ガス等については、危険物として一定の数量規制を受けることにより、敷地内において十分な量が貯蔵できず、貯蔵所から頻繁に圧縮ガス等を輸送する必要性が生じる等の課題が顕在化している。これを踏まえ、圧縮ガス等の貯蔵又は処理に供する施設であって、

市街地環境に対し必要な安全性が確保されると認められるものについては、規制の対象から除外する合理化を図る必要がある。

※第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の7地域。

2. 改正の概要

(1) 型式適合認定の種類の追加（令第10条第1号及び第136条の2の11第1号関係）

現行の型式適合認定の種類は、①建築物全体（令第136条の2の11第1号ロ）、②建築物全体から建築設備を除いたもの（同号イ）、③建築設備（同条第2号）があるところ、建築資材の調達が困難になった場合に建築物の構造耐力に係る規定の審査省略を受けたうえで、調達が困難になった建築資材については個々に確認の審査を受けるといった柔軟な対応を可能とするため、令第136条の2の11第1号に、型式適合認定の種類として建築物の構造耐力に係る下記規定の適合についての型式を追加することとする。

①法第20条（第1項第1号後段、第2号イ後段及び第3号イ後段に係る部分に限る。）及び法第37条の規定

②令第3章（第52条第1項、第61条、第62条の8、第74条第2項、第75条、第76条及び第80条の3を除き、第80条の2にあっては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定

(2) 採光規制の対象の合理化（令第19条第1項関係）

採光規制の対象となる建築物の合理化を図る観点から、採光規制の対象となる建築物を掲げる令第19条第1項から「利用者の滞在時間が短いことその他の理由により衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの※」を除外することとする。

※ 具体の中身は告示にて規定予定。

(3) 防火上及び避難上の規制の対象の合理化（令第109条の2の2並びに第112条第1項、第4項、第5項及び第11項関係）

令第109条の2の2並びに令第112条第1項、第4項、第5項及び第11項の規制の対象となっている建築物のうち、当該規制の対象外としても安全上問題ないとする技術的知見が得られた建築物として、「その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して（避難上及び）防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの（※）」を除外することとする。

※ 具体の中身は告示にて規定予定。

(4) 用途地域における危険物の総量規制の合理化（令第130条の9第1項関係）

圧縮ガス又は可燃性ガスを燃料として使用するための設備であって、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する設備※により貯蔵又は処理される圧縮ガス及び可燃性ガスについては、法の用途規制における危険物から除くこととする。

※ 具体の中身は告示にて規定予定。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和8年9月

施行 令和8年11月1日